

# 中国のユネスコ世界遺産政策

——文化外交にみる「和諧」のインパクト——

加治宏基



## 一 世界遺産という政治の中の中国

### 問題提起

経済社会理事会と連携協定を有す専門機関のひとつに国連教育科学文化機関（UNESCO）がある。その事務局局長である松浦晃一郎氏が指摘するとおり、世界遺産は観光収益が誘引する国家規模での経済成長の起爆剤となり、その傾向は殊、途上国にあって顕著となる。二〇〇三年以降、二桁台のGDP成長率を取り戻し「世界の工場」と称されて久しい中国は、イタリア（四一件）、スペイン（四〇件）に次いで三五もの物件を有す「世界遺産大国」という横顔をもっており（二〇〇七年一〇月現在）、北京の皇

宮群・諸庭園や万里の長城のほか、マカオの歴史的景観など世界的観光スポットを数えれば枚挙にいとまがない。これは、自然環境に比し観光資源（経済成長誘因）と化しやすいという文化財・遺跡などの性質を反映したものである。こうした観点とその重要性が、世界遺産について考察する上で留意すべきファクターであることは別言を俟たない。

ただし本稿は、世界遺産がもたらす経済的意義ではなく政治的意義に焦点を絞り、中国の世界文化遺産政策と「和諧」をキーワードとする同国の対内外政策との連関を討究するものである。数年来、中国は「和諧社会の構築」を政治目標として掲げており、二〇〇五年には胡錦濤国家主席が国連外交の表舞台である総会での一般演説において「和

「諸世界」という外交指針を提起した。一連の政策展開は、中国の内政施策と外交政策のシンクロを明示するものであるが、ソフトパワー（軟実力・軟力量）に着目し伝統文化振興と文化外交を展開する中国政府は、いかにして「和諧」理論を世界文化遺産政策へと注入しているのか。またその対内的意義・インパクトを検証するが、国内政治目標として掲げられた「和諧」理論の外交政策への引用には、政策対象となるアクター、すなわちユネスコが政治の場であることが前提となる。

しかし、概して国連安保理や総会が内包する政治性に関する論説に比し、経済社会分野に携わる国連機関の実態については、良質な概説書でさえ、歴史、活動内容やその構成に焦点が当てられ、国連システムをとりまく現実政治からの乖離や力の空白を前提に語られること（もしくは、そうした力学を想定しない議論）は少なくない<sup>③</sup>。もちろん、理念上は政治性やその種のバイアスは排されてしかるべきものであり、原理的にもその機能に関する概説書の記述に相違はない。他方で、例えば政治・安全保障分野での機能強化と経済社会分野における機能活性化は、ともに越境的課題に対処しうる超国家主権性を帯びたシステムおよびスキームを模索するという点で目的を共有し、その論点も国連改革という各国の利権のせめぎあいには帰一される。この視角から言えば、経済社会分野の諸機関はとりもなおさず

政治の舞台であることが露見される。

UNESCOの機能活性化をめぐる議論は、この意味で典型的経緯を有す。つまり、米国（一九八四～二〇〇三）、英国（一九八五～一九九七）およびシンガポール（一九八五～現在）が、UNESCOの「過度の政治化」や「親ソ連・反イスラエル化」を理由に同機関を脱退したという時代背景を鑑みれば、ユネスコ自身ならびにそこからの脱退という行為自体もまた政治的判断の賜物に他ならない。管見の限りではあるが、特定の研究者や関係者により該機関をめぐる内在的（本質的）政治性を議論した先行研究が蓄積されている。最上は、「批判する」主体が変わるのに応じて「政治化」であったりなかったりする」と、その「相対性」および主観性を指摘すると同時に、「一つの機構について時代を問わず見られる（その申し立てがある）（中略）例が少なくないという」政治化の「普遍性」についても指摘・分析した<sup>④</sup>。

上記指摘は、UNESCOに限らず多くの国連機関をも射程内に捉えたものである。しかしながら、経済社会分野、とりわけ教育や文化という思想形成に直接的作用を及ぼす分野に携わる該機関の特殊性・政治性を考慮すれば、やはり他の機関と同一視すべきでない。さらに、UNESCOの主要任務のひとつに世界遺産の認定・保護などがあるが、その理念と実際についても留意すべき点がある。詳細

は次章にて後述するが、今日、八五〇を超す文化財、自然環境およびその混合物件が世界遺産リストに登録されており、その本来的意義は「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産」を「認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保すること」とされる。このUNESCO憲章が掲げる世界遺産の理念は、多国間主義的政治の範疇では「遺産」と化していることを認めざるを得ない。

一方、UNESCOの政治化を刺激する各加盟国は、独自の政策理論に則って国益の確保・拡大に努めており、その姿勢は世界遺産登録を目指す申請国という立場にあっては、その政策モジュールとしての世界遺産、主として文化遺産をめぐる申請国側の政策理論と政策的意義について討究する。ユネスコにおける世界遺産政策という分析枠組みは、各国の「国情」が対外政策に反映されるインパクトと同時に、文化政治力の有用性をも提示しうる。そしてこうした中国の世界遺産政策研究は、翻って国連というグローバルアクターの政治性、ひいては各加盟国の国連外交の政治学を考察する上でも参考となる。なお、引用箇所・文献名等を除き、本稿では国連専門機関である国連教育科学文化機関それ自体の名称を「UNESCO」と表記し、加盟国間の利害関係が交錯する政治システムとしては「ユ

ネスコ」と表記することにより、必要に応じて両者の区分を行う。また、人物の肩書きについては、特に断りのない限り当時のものとす。

## 二 世界遺産の分類・登録プロセスとその理念

「顕著な普遍的価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護・保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する」ことを目指して、一九七二年一月、第一七回UNESCO総会は「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」(Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage: 世界遺産条約)を採択した(七五年十二月、発効)。これに続き、「世界遺産条約を履行するための作業指針」(Operational Guidelines for Implementation of the World Heritage Convention)が策定され、登録手続き・評価基準など実務細目が示された。以来、一四一か国の計八五一もの物件が世界遺産リストに登録され、詳細は後述するが三分類の内訳は、文化遺産が六六〇件、自然遺産は一六六件、複合遺産が二五件である(二〇〇七年一〇月現在)。

世界遺産は、「文化遺産」「自然遺産」、そしてその両方の性質を含む(世界遺産条約では個別言及されない)「複

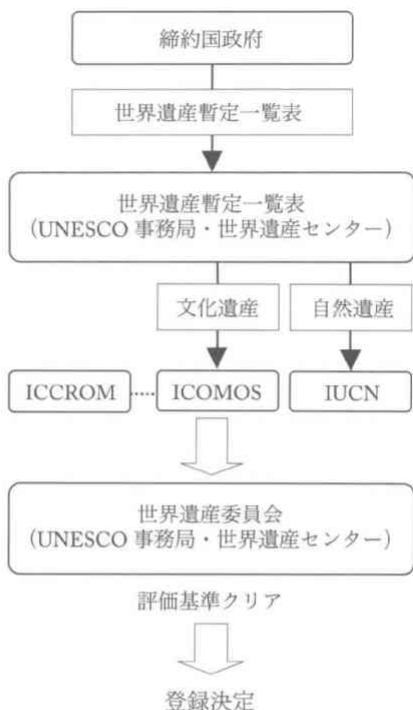
表1 世界遺産の評価基準

文化遺産	
C(i)	人間の創造的才能を表す傑作であること。
C(ii)	ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展において人類の価値の重要な交流を示していること。
C(iii)	現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
C(iv)	人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体、あるいは景観に関する優れた見本であること。
C(v)	ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合。
C(vi)	顕著な普遍的価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連があること（極めて例外的な場合で、かつ他の基準と関連している場合のみ適用）。
自然遺産	
N(i)	生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地質学的過程、あるいは重要な地形学的、あるいは自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。
N(ii)	陸上、淡水域、沿岸・海洋生態系、動・植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。
N(iii)	ひときわ優れた自然美および美的要素をもった自然現象、あるいは地域を含むこと。
N(iv)	学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著な普遍的価値をもつ、絶滅のおそれのある種を含む、野生状態における生物の多様性の保全にとって、最も重要な自然の生息・生育地を含むこと。

注：複合遺産は、文化遺産および自然遺産の各一項目以上の評価基準に合致すること。

出所：「世界遺産条約を履行するための作業指針」

「合遺産」の三つに分類・定義されるが、世界遺産リスト登録には、評価基準（表1を参照）の二項目以上に合致するとともに、法的措置などにより価値の保護・保全が十分に担保されていること、ならびに管理計画を有することなどの諸条件を満たしていることが、必須とされる。また登録プロセスは、世界遺産条約が定める下記手続きを経ねばならない（図1を参照）。世界遺産委員会の要請に基づき、自然遺産はIUCN（国際自然保護連合）が、文化遺産はICOMOS（国際記念物遺跡会議）が、同条約締約国の推薦する候補物件（毎年二件を上限とし、うち一件は自然遺産であること）について調査評価を行う。その審査を通過した候補地についてのみ、



各国が「世界遺産条約」の締約国となる。

①締約国は、自国の世界遺産候補物件を「暫定一覧表」\*として世界遺産委員会に提出。

②締約国が、暫定一覧表に記載されている物件を登録申請（毎年2件を上限とし、うち1件は自然遺産であること）。

③世界遺産委員会が、候補物件の調査評価を諮問機関へ依頼。

文化遺産はICOMOS（国際記念物遺跡会議）へ、自然遺産はIUCN（国際自然保護連合）へ。

④調査評価の審査を通過したものについてのみ、毎年1回開催される世界遺産委員会で、ICOMOS、IUCN、およびICCROM（文化財保存修復研究国際センター）を交えて候補物件を評価審議。

評価基準（表1）のうち1つ以上を満たしていることが、世界遺産リスト登録の必要条件となる。

⑤世界遺産委員会が、世界遺産リスト登録を承認。

\*「暫定一覧表」とは、条約の各締約国が、将来「世界遺産リスト」に記載することが適当である物件の目録として、世界遺産条約の事務局である世界遺産センターへ提出するリスト。

図1 世界遺産リスト登録のプロセス

出所：「世界遺産条約」、「世界遺産条約を履行するための作業指針」および日本ユネスコ協会連盟 <http://www.unesco.jp/contents/isan/decides.html> より作成。

毎年一回召集される世界遺産委員会は、上述の諸条件に着目して候補物件を世界遺産リストに登録するか否かを審議する。

有形文化財や自然環境については、一九七二年の世界遺産条約によって保護体系が整備されたが、無形の文化財や伝統技術については、その後も拘束力のある多国間協定が確立することはなかった。そこで、人類の口承文化および無形遺産を「条約」という法的枠組みによって国際的に保護することを目指し、二〇〇三年一〇月、第三二回UNESCO総会において「無形文化遺産の保護に関する条約」(Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage: 無形文化遺産保護条約)が採択された<sup>1)</sup>。無形の文化財や伝統芸能が、同条約により即座に世界遺産の一分類として認可を受け定着したわけではないが、以下五分野を保護対象とすることが定められた。(1)口承による伝統および表現(無形文化遺産の

伝達手段としての言語を含む)、(2)芸能、(3)社会的慣習、儀式および祭礼行事、(4)自然および万物に関する知識および慣習、そして(5)伝統工芸技術。

二〇〇六年一月、締約国が三〇か国に達したことを受け、同条約は規定どおり三か月後に発効したが(二〇〇七年一〇月現在、批准・承認・承諾を含め八六か国が支持)、UNESCOが展開してきた無形文化財などに対する保護政策、例えば「伝統文化・民間伝承の保護勧告」や「消えゆく世界の少数言語地図」などは、これに収斂されつつある。とりわけ該機関は、二〇〇一年より隔年で三度にわたり「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」(The Proclamation of Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity)を発表し、二〇〇一年に一九件、〇三年に二八件、そして〇五年には四三件を当該傑作として認定した。その登録基準は、(i)顕著な価値をもつ無形文化遺産の集積であること、(ii)歴史的・芸術的・民族的・言語的・文学的観点のいずれかによって顕著な価値をもつ、一般的もしくは伝統的な文化表現であること、とされ、世界の伝統的文化の表現形式や文化空間を保護するフレームワークとして無形文化遺産保護条約の前文、第一六条および第三条などに反映された。

これまで、世界遺産の諸分類、その登録プロセス、そして新たに保護体系が確立しつつある無形遺産をとりまく状

況についてみてきたが、続いて、こうした法制化・制度化に通底する世界遺産の理念について考察する。文化、自然の別を問わず、世界遺産条約は世界遺産リスト登録の要諦として「顕著な普遍的価値」(outstanding universal value)を備えていることを求める(第一章)。なお「危機にさらされている世界遺産リスト」の作成をはじめ、遺産の保護活動に関する世界遺産基金への拠出(UNESCO分担金に対して一パーセント未満)など、同条約締約国の義務(任務)もここに規定される(第II〜IV章)。さらにこの条約には、UNESCO憲章第一条が謳う「世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること」という同機関の使命(任務)が多分に注入されている(前文)。

他方、無形文化遺産保護条約は、その前文で無形文化遺産と有形文化遺産および自然遺産との間の深い相互依存関係、ならびに人類の遺産の保護に対する普遍的な思想および共通の関心に言及し、その重要性を喚起する。そして同時に、「人権に関する国際文書、特に一九四八年に採択された『世界人権宣言』、一九六六年の『経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約』および同年の『市民的および政治的権利に関する国際規約』に言及し、一九八九年の『伝統文化と民間伝承の保護に関するユネスコの勧

告』、二〇〇一年の『文化の多様性に関するユネスコの世界宣言』および二〇〇二年の第三回文化大臣円卓会議にて採択された『イスタンブール宣言』が強調する文化の多様性を推進し、持続可能な発展を保証する無形文化遺産の重要性を考慮<sup>18)</sup>することを謳う。つまり、ある文化を保護することはその文化圏における人権保護であると、両者がある面で同一視するといった視座を提起し、この視角はUNESCOのこれまでの活動趣旨とも合致すると主張する。

有形無形を問わず遺産保護に向けた国際的協力および援助の体制を確立すること、これは両条約に投影されるUNESCO自身の理念である<sup>19)</sup>。とはいえ、それが該機関の目的・任務のみならず人間としての権利を強調している点に着目すれば、単なる法整備や枠組み構築ではなく、むしろソフト面の充実に力点が置かれていることが分かる。例えば、UNESCO憲章前文はその冒頭で、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と訴えるが、これもその証左である。UNESCOの目的は、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安

全に貢献すること」である。つまり、二つの文化遺産保護条約はUNESCOの本質的存在意義・理念を具現化したものである。

世界遺産とは「人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要がある」「顕著な普遍的価値」を有していると、UNESCOにより承認されたものである（世界遺産条約前文）。しかし一方で、一部の評価基準（例えば表1のC(ii)、C(iii)、およびC(v)）に留意すると、上述した世界遺産の理念には一般的理解とは異なる側面が含まれていることが分かる。つまり、たとえ局的価値であつても、ある物件を世界遺産として認定しリスト登録することは可能であり、価値の「普遍性」は事後的・自動的に付与される。しかもこの手続きに、UNESCOの憲章理念を反映した世界遺産条約がお墨付きを与えるという格好にある。この点に「世界遺産をめぐるユネスコの理念の揺らぎ」が見て取れるが、各締約国としてもこの揺らぎを所与として世界文化遺産政策を展開している。結果として、世界遺産物件の保有国間格差や登録物件をめぐる不均衡など、各種「政治化の遺産」が顕在化してきたという側面は否めない<sup>20)</sup>。

この「政治化の遺産」は、世界遺産の登録決定プロセスやそれを定める条約など世界遺産をとりまくシステム自体に由来する側面と、前述の「揺らぎ」を巧妙に活用する各

締約国の政策に起因する両面にその原因を求められよう。本稿で扱う課題は、締約国のひとつである中国の世界遺産政策であるが、対内的意図については別稿に譲るとして、<sup>15)</sup> 次章では外交的意図について検証を試みる。中国政治をとりまく内政と外交の密接なリンクージュについては周知の通りであるが、内政と外交を貫く「和諧」理念が同国の世界遺産政策に反映されている点について精査した研究はない。以下では、中国における世界遺産の略歴と概説を端緒に、その国連外交の一環としての世界遺産政策に「和諧」理念が注入された経緯と、そのインパクトを検証する。

### 三 中国の世界遺産——概況と政策——

ユネスコ脱退に踏み切った米英とは対照的に、中国は一九八五年一月に世界遺産条約を批准する（八九か国目）。一九八七年に泰山、万里の長城などの六件が初めて世界遺産に承認されたのを皮切りに、今日では三五件の世界遺産を有す世界第三位の「世界遺産大国」となった。地理的分布については、北京市と四川省だけで一件を占め、西部大開発が開発される西北・南西地域（四川省を含む）に三分の二以上が偏在する。<sup>16)</sup> その一方で、全体の三分の一にあたる省、市、区には世界遺産物件がひとつも存在しない。<sup>17)</sup> さらに、その登録物件の約八三％が文化遺産であるという

極端な偏重がみられる（表2を参照）。約八五〇件ある世界遺産全体でも文化遺産と自然遺産の比率はおよそ四・一と不均衡であるが、<sup>18)</sup> 中国の場合、その比率は七・一と突出しており、格差も縮小傾向にあるとは言いがたい。不均衡は、登録申請が過熱する一方で登録後のずさんな保護管理（「重申報、軽管理」）についても顕著である。<sup>19)</sup>

とはいえ、近年では中国政府に、しばしば議論される自然遺産とその保全に配慮した言動が見受けられる。胡锦涛国家主席は、二〇〇四年六月に蘇州で開催された第二八回世界遺産委員会への祝辞で、「中国政府による世界遺産保護」と「人と自然との調和のとれた発展を促進させる」との姿勢を示した。<sup>20)</sup> 過去には、自然遺産に申請するも登録には至らなかった事例がある。一九八七年、中国は初の世界遺産登録を果たした一方で、「銅鼎中上元古界地質剖面の国家重点自然保護区」については評価基準を満たしていないとの理由から、登録不可と診断された。同様に、二国間外交の舞台ではおなじみの「ジャイアントパンダの生息地」（臥龍、王朗、唐家河の自然保護区）が、管理計画の不備から八六年と九〇年の二度にわたって審議延期となった。二〇〇〇年、臥龍地区を筆頭に申請への動きが実質的に緒につく。翌〇一年には「四川のジャイアントパンダ保護区」へと候補地域を統合し、〇六年に結実するまで実に二〇年越しの悲願であった。<sup>21)</sup>



二〇〇二年一月二日に發布された「中国世界遺産地保護与管理跨世紀連合宣言」では、「中華人民共和国文物保護法」(以下、文物保護法)が国内関連法規の筆頭に掲げられ、世界遺産保護を規定する。同法は一九八二年に発効し二〇〇二年に改定され、文化財、歴史的建築物および革命遺跡など文物保護単位の認定・保護、違反者への罰則に関する国内最高法規と位置づけられる。文物保護法第一章総則第一条は、「文化財に対する保護を強化し、中華民族の優秀な歴史的文化遗产を継承し、科学研究を促進し、愛国主義および革命伝統教育を推進し、社会主義精神文明および物質文明を確立するため、憲法に基づき本法を制定する」と、その目的を示す。また第二条では、「歴史的・科学的価値ある古跡、建築物、石窟寺および石刻や壁画」と並んで、「重大な歴史的事件、革命運動または著名人物と関連する、あるいは教育的意義または史料価値のある近現代の重要史跡や代表建築物」を、国家による保護対象物として定める。

上記二条は、中国における文化遺産の性格を如実に示している。つまり、文物保護法を頂点とする世界遺産関連法規は、中国政府の民族統治機能の一部を世界遺産登録申請メカニズムに付託させるだけでなく、古代以来の多種多様ないわゆる「中華民族」の文化風習を新中国のそれへと帰納させる法的根拠でもある。中国政府にとって文化遺産の

保護は、古代と現代中国との紐帯であるだけでなく、国民国家システムの下では民族統合という行政機能をも補完している。二〇〇三年、中国を含む世界遺産委員会は、朝鮮民主主義人民共和国が登録申請した「高句麗の古墳群」を審議延期に付した上で、翌〇四年に中国により申請された「古代高句麗王国の都市群と古墳群」を個別物件として登録承認した。これに前後して、「高句麗文化は中華文化の重要構成部分である」との言説が繰り返される。このように、主権国家により構成される国連システムの一角、UNESCOの理念を自国政策へと接収することで、中国政府による国内各民族統治の正統性は、国際的適正を付与される。

辺境少数民族の関連物件を世界遺産登録した事例は、このほかに一九九四年の「ラサのポタラ宮歴史的遺産群」などいくつかあるが、それらを「中華民族の伝統文化」へと還元しつつ国際的適正をも具備するという共通点を見出しうる。ところが、近年、UNESCOもその保護に注力する無形文化遺産に関する動向をふまえると、高句麗の物件に関して新たな側面が見えてくる。過去三回の「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」で認定された中国の物件は、昆劇(二〇〇一年)、古琴(七弦琴)演奏技(二〇〇三年)、新疆ウイグルのムカーム芸術(二〇〇五年)、そしてオルティン・ドー…伝統的長歌民謡(二〇〇五年)の四

表2 中国の世界遺産一覧（計35件）

件数	物件名称	遺産分類	登録年
1	泰山 Mount Taishan	複合遺産	1987
2	万里の長城 The Great Wall	文化遺産	1987
3	北京と瀋陽の明・清朝の皇宮群 Imperial Palaces of the Ming and Qing Dynasties in Beijing and Shenyang	文化遺産	1987
4	莫高窟 Mogao Caves	文化遺産	1987
5	秦の始皇帝陵 Mausoleum of the First Qin Emperor	文化遺産	1987
6	周口店の北京原人遺跡 Peking Man Site at Zhoukoudian	文化遺産	1987
7	黄山 Mount Huangshan	複合遺産	1990
8	九寨溝の溪谷の景観と歴史地区 Jiuzhaigou Valley Scenic and Historic Interest Area	自然遺産	1992
9	黄龍の景観と歴史地区 Huanglong Scenic and Historic Interest Area	自然遺産	1992
10	武陵源の自然景観と歴史地区 Wulingyuan Scenic and Historic Interest Area	自然遺産	1992
11	承徳の避暑山荘と外八廟 Mountain Resort and its Outlying Temples, Chengde	文化遺産	1994
12	曲阜の孔子邸、孔子廟と孔子林 Temple and Cemetery of Confucius and the Kong Family Mansion in Qufu	文化遺産	1994
13	武当山の古代建築物群 Ancient Building Complex in the Wudang Mountains	文化遺産	1994
14	ラサのポタラ宮歴史的遺産群 Historic Ensemble of the Potala Palace, Lhasa	文化遺産	1994
15	廬山国立公園 Lushan National Park	文化景観	1996
16	峨眉山と樂山大仏の景観 Mount Emei Scenic Area, including Leshan Giant Buddha Scenic Area	複合遺産	1996
17	麗江旧市街 Old Town of Lijiang	文化遺産	1997

件数	物件名称	遺産分類	登録年
18	古都平遥 Ancient City of Pingyao	文化遺産	1997
19	蘇州の古典園林 Classical Gardens of Suzhou	文化遺産	1997
20	北京の頤和園と皇帝の庭園 Summer Palace, an Imperial Garden in Beijing	文化遺産	1998
21	北京の天壇 Temple of Heaven: an Imperial Sacrificial Altar in Beijing	文化遺産	1998
22	武夷山 Mount Wuyi	複合遺産	1999
23	大足石刻 Dazu Rock Carvings	文化遺産	1999
24	青城山と都江堰水利（灌漑）施設 Mount Qingcheng and the Dujiangyan Irrigation System	文化遺産	2000
25	安徽省南部の古民居群—西遞村・宏村 Ancient Villages in Southern Anhui—Xidi and Hongcun	文化遺産	2000
26	龍門石窟 Longmen Grottoes	文化遺産	2000
27	明・清朝の皇帝陵墓群 Imperial Tombs of the Ming and Qing Dynasties	文化遺産	2000
28	雲崗石窟 Yungang Grottoes	文化遺産	2001
29	雲南保護地域の三江併流群 Three Parallel Rivers of Yunnan Protected Areas	自然遺産	2003
30	古代高句麗王国の都市群と古墳群 Capital Cities and Tombs of the Ancient Koguryo Kingdom	文化遺産	2004
31	マカオの「ポルトガルと中国の東西建築様式が残る景観」 The Historic Centre of Macao	文化遺産	2005
32	四川のジャイアントパンダ保護区 Sichuan Giant Panda Sanctuaries	自然遺産	2006
33	殷墟 Yin Xu	文化遺産	2006
34	開平碉楼と村落 The Kaiping Diaolou and Villages	文化遺産	2007
35	中国南方カルスト South China Karst	自然遺産	2007

出所：「中国联合国教科文組織全国委員会」<http://www.unesco.org.cn/> および「中華人民共和国国家文物局」<http://www.nach.gov.cn/>

件である。留意すべきは、〇五年の二件が揃って辺境少数民族の伝統文化であったという点である。この政策趣旨の転換がみられた同時期、〇四年九月に「和諧」という概念を提起し、同年一二月、UNESCOの「無形文化遺産保護条約」を批准したことは、中国政府が辺境少数民族との調和を国連外交の一端である世界遺産政策へ移植しようとする模索していたことをうかがわせる。

無論、中華民族の独自性・局地的価値は、一面では多民族国家ならではの苦悩（不安定な統治など）を引き起こす。同時に他方では、「和諧」理論を創出しうるだけの強靱な多様性を内包する。詳細は次章で述べるが、国内の権力委譲過程を背景として「和諧世界」は〇五年に提起され、「古代高句麗王国の都市群と古墳群」が世界遺産登録を果たす。また〇六年第三〇回世界遺産委員会が唯一中国は、文化および自然の両分野での遺産登録を承認されている。これは、独自性・局地的価値を「人類にとって顕著な普遍的価値」として、中国が世界遺産委員会から支持を探りつけた結果である。ではなぜそれが可能であるのか、次章では二〇〇四〜〇五年に見られた「和諧」をめぐる政策理論の（対内的から対外的への）展開に関して精査する。

#### 四 中国の世界遺産政策にみる「和諧」のインパクト

中国をめぐるのは一九九〇年代半ば以降、軍事費の二桁成長およびその不透明性に対する警戒感が高まっているが、そうした国際世論を緩和すべく当の中国は対外政策を転換してきた。旧聞ではあるが、その代表的スローガンとして掲げられたのが「和平崛起」と「和諧世界」である。前者は鄭必堅（中国改革開放論壇理事長・元中共中央党校の常務副校長）により構想され、二〇〇三年一月にポアオ・アジア・フォーラムの場で初めて公表された。翌一二月、この構想はハーバード大学における温家宝講話や毛沢東生誕一一〇周年記念座談会における胡锦涛講話でも正式に採択され繰り返し返されたが、ほどなくして暫時的にトーンダウンを余儀なくされた。〇五年四月のポアオ・アジア・フォーラムの年次総会で鄭氏により改めて提起されるまでの空白期間とこうした紆余曲折は、胡锦涛政権がなお「磐石の態勢を固めきつたとはいえない」実情を露呈した。

後者については、二〇〇五年の第六〇回国連総会において胡锦涛国家主席により提唱された外交指針である。国連外交の表舞台である総会で、しかも各国政府の対内外認識

や政治課題、なにより政策趣旨を国際社会へアピールする施政方針演説としての一般演説に盛り込まれた外交的インパクトは小さくない。つまり、胡錦濤が党総書記、国家主席、党中央軍事委員会主席、ならびに国家中央軍事委員会主席に選出され、名実共に「中央領導集団の新旧交替が順調に完了し」た〇五年三月以降に、従前にはなかった新たな外交レジームを胡温体制として提唱したことは、国際社会に向けた江沢民路線からの離脱宣言であった。いわゆる「中国脅威論」への対応という受動的かつ外向的要請から生成された「和平崛起」に比較すれば、「和諧世界」の創出は外向的能動性が色濃いと同時に、〇四年九月の四中全会で登場した「和谐社会」の発展型であることから、内向的応需という政策意図が多分に含まれている。

二〇〇三年のSARS（重症急性呼吸器症候群）や翌〇四年の鳥インフルエンザに際して情報公開をめぐる不透明性を取りざたされたことで、対症療法的に「和平崛起」を提起せざるをえなかつたという経験も伏線となり、李智や李傑などによるいわゆる「ソフトパワー」（軟實力・軟力量）を基軸とする外交論が、近年盛んに議論されるようになった。そこに伝統的「和」文化が基調をなす「和諧」思想を復古的に引用することで、政権への求心力増強、ひいては独裁体制維持を図った。北京大学哲学系教授の郭建寧は、五千年の中華文明史を貫く「和」文化の機能として社

会の安定と民族凝集力の向上を挙げ、「和諧」を中国文化の価値目標とすべきと強調する。また、「中国の特色ある社会主義文化」が中国共産党と国家にとつての大局的な外交課題であるという孫家正國務院文化部長の主張をふまえて、孟曉駟文化部副部長は、綿上添花や雪中送炭といった文化外交が内包する作用を重視する。これにより文化部と外交部との間で文化外交に関する政策決定の協調体制が構築されつつある。

この流れは、「和諧世界」登場直後の二〇〇五年一月、ワシントンのジョン・F・ケネディ芸術センターで開催された「中国文化節」で高潮を迎える。同センターのアリシア・アダムズ副理事長が「米国史上最大規模の中国文化イベント」と評すとおり、中国政府の肝いりの文化外交は一定の成果を収めた。さらに二〇〇六年には「中国文化遺産の日」制定や「全国重点文物保护单位」「中国非物质文化遗产（無形）文化遺産リスト」および同遺産のロゴマーク選定など、内外に対する文化政策は一層推し進められたが、その随所に「和諧」理論が織り込まれている。このような戦略的オプションを反映した世界遺産政策は、国内諸民族を「中華民族」へと統合しその既成事実化を意図し、対外的には「世界遺産をめぐるユネスコの理念の揺らぎ」を活用し主権国家からなる国連システムにおける「中国」の地位の安定化を図った従前のそれとは一線を画す。

つまり、二〇〇四～〇五年を転換期として、中国の全党全民族の「共通の願望」を体现する「和諧」理論は、中国の世界遺産政策にとどまらず国連外交全般において、多様に寛容で融和的な同国の姿勢を国際的に顕示する布石となった。さらに、全方位志向を基盤とする該理論は、対内政策から外交政策への応用にも耐えうる強靱性を具備するため、「和諧世界」においては「中華民族の伝統文化」という柔軟な枠組みをもって世界遺産の代表性にも準拠する。中国共産党の指導の下、社会、経済、政治、文化の四分野を「四位一体」として総合的、調和的に発展させることを目指す該理論は、(可視的、不可視的のいかに問わらず)文化遺産という具体的物件を対象・範疇に収める世界遺産政策に対しては、一定程度奏功していることが認められる。また単霽翔国家文物局長は、二〇〇六年一月の全国世界文化遺産工作会議における講演「加強世界遺産保護——造福人類和諧社会」のなかで、科学的發展觀を基調とする「和諧」理念が世界遺産を管理する上で不可欠との公式見解を表明した。

二〇〇七～〇九年、中国は世界遺産委員会の一員としてこうした世界遺産政策を一層推進しており、北京オリンピックを目前に控え国際協調を重視する、つまり「和諧世界」の一員として責任ある大国たる地位を模索する最中にあるとあって、近い未来、大きな政策転換の予兆は見受けられな

い。ただし、中国一国が主張する「和諧世界」理論は、諸外国にとつての「調和の取れた世界」を構築しうる処方箋でなく、このスローガンが他国にとつても同一の意義を有すこともない。奇しくもここに、最上がグローバル・アクターであるユネスコの政治化について指摘した「相対性」や主観性、および「普遍性」と同一の構図が描かれよう。世界遺産政策がユネスコ外交の一環である限り、中国は「和諧」理論によって相対的利益を見出しうる。しかし国連政策ならびに外交全般を視野に入れた議論となると、該理論によって他国との間に絶対的な共通利益を享受しうるかという検証から論を起さねばならず、それは期待できない。

#### 注

〔1〕「文化遺産や自然遺産をてこに観光客を誘致する必要があるのです。(中略)世界文化遺産に登録されることは、単にプレステージが上がらただけでなく、実質的にプラスもあるということです」。松浦晃一郎「ユネスコ事務局長奮闘記」講談社、二〇〇四年、二〇五頁。

また、文化遺産を審査する国際記念物遺跡会議(ICO MOS)の国内委員会理事を務める東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センターの稲葉信子企画情報研究室長は、「世界遺産人気の高まりとともに観光面のみが強調さ

れ、リストがまるで人気ランキングのようになってしまった。観光資源になること自体は構わないが、ホテルなど大資本の流入が、遺産を支えるべき地元のコミュニティを破壊するようなことは避けねばならない」と危惧する。和歌山社会経済研究所 <http://www.wsk.or.jp/word/d/ran/04.html> (二〇〇五年六月二二日)。

〈2〉例えば、波多野敬雄「日本よ、国連幻想から目覚めてくれ」『諸君』二〇〇三年五月号、九六頁、白石隆「国連安保理の危機の真相」『中央公論』二〇〇三年五月号、三四頁、最上敏樹「国連の再生 平和解体を停止するために——岐路に立つ世界と国連を考える」『世界』二〇〇四年四月号、八六頁、古森義久「国連幻想」産経新聞社、二〇〇四年、三七—四〇、一五四—一六〇頁など。

〈3〉「政治化」は「東西陣営の冷戦構造が」国連機関に「持ち込まれたことが原因である」と、政治力学の本来的外在性を主張するものとして、例えば滝澤美佐子「第八章 社会・文化・教育分野」横田洋三編著『新版 国際機構論』国際書院、二〇〇一年、三九—四二頁、滝澤美佐子「第八章 社会・保健分野」および阿曾村智子「第九章 学術・文化および教育」横田洋三編著『新国際機構論』国際書院、二〇〇五年、三八七—四三〇頁。

また、明石康「国際連合 軌跡と展望」岩波書店、二〇〇六年、一四—一六二頁、八森充訳「国際連合の基礎知識」世界の動き社、二〇〇五年、二二—三四、六三—九八、一九九—三六五頁などでは、崇高な理念の下、国連シ

ステムの普遍性、公平性やグローバルなプレゼンスという優位性を発揮し遂行された国連諸活動の包括的任務を概説する。

〈4〉米國務省が挙げた脱退理由は「政治化」という曖昧なもので、不十分な根拠に基づき批判の標的とされたソ連やUNESCO批判の理由に挙げられたあのイスラエルが脱退することはなかった。最上敏樹は、米国が、そのヘゲモニーの低減（「ヘゲモニーなき秩序」の萌芽）を危惧したことが批判の根底にあると指摘する。最上敏樹「ユネスコの危機と世界秩序」東研出版、一九八七年、一四—一八〇頁。

〈5〉佐藤幸男編著「国連専門機関の「政治化」と第三世界の態様」人間の科学社、一九八二年、最上「前掲書」Clare Wells, *United Nations, Unesco and the Politics of Knowledge*, Palgrave Macmillan, 1987 河辺一郎「国連改革の意味するもの」『軍縮問題資料』一九九四年三月号、宇都宮軍縮研究室、Sagarika Dutt, *The Politization of the United Nations Specialized Agencies: A Case Study of UNESCO*, Edwın Mellen Press, 1995 野口昇「ユネスコ五〇年の歩みと展望」シングル・カット社、一九九六年、河辺一郎「人間の安全保障の背景——経済社会問題の政治性」『軍縮問題資料』一九九八年四月号、河辺一郎「ユネスコ改革とは何か」『軍縮問題資料』二〇〇一年一月号、河辺一郎「無力化される国連——米国は国際機関をどのように利用してきたか」『PRIME』第一三三号、二〇〇一年、Sagarika Dutt, *UNESCO and a Just*

World Order, Nova Science Pub. Inc., 2002、河辺一郎「国連化と非国連化の相克——経済問題を中心にみた国際機関の政治性」佐藤元彦編著『貧困緩和・解消の国際政治経済学』築地書館、二〇〇五年、松浦晃一郎「ユネスコ事務局長奮闘記」講談社、二〇〇四年など。

〈6〉 最上、前掲書、九九一—一〇〇頁。

〈7〉 文化遺産と自然遺産の保全を一本化するという考えは、一九七二年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」で結実する。当時UNESCOの専門家たちは、文化財の国際的保護に関する条約の草案を提案しており、IUCNの専門家たちも自然環境の保護条約の原案づくりをしていた。両条約草案の統合改善の任にあたったUNESCOと国連人間環境会議委員会は協議を重ね、世界遺産条約の骨子がまとめられた。従来相反すると考えられてきた「文化」と「自然」には密接な関係があり、ともに人類全体の宝物として損傷、破損等の脅威から保護し、関係機関が協力して調査・保全すべきとの考えはここに具現化する。世界遺産条約の締約国数は、二〇〇七年九月現在、一八四か国。日本も一九九二年に二五番目の締約国となった。

〈8〉 Decision 6 EXTCOM 5.1 「世界遺産条約を履行するための作業指針」。

〈9〉 「世界遺産条約を履行するための作業指針」七七パラグラフ。一九七七年の第一回世界遺産委員会にて初めて示されて以降、数年ごとの「作業指針」改定に伴いすべての

評価基準が更新されるも、その文意に相違は見られぬ程度である。

〈10〉 「世界遺産条約」に基づいて設立される「世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会」。同条約締約国のなかから二か国が選出され構成される。基本的に毎年一回委員会を開催し、世界遺産リストに新規登録する物件の審議や危機にさらされている世界遺産リストの作成などを行うほか、現在世界遺産リストに登録されている物件の保存状況の審議や世界遺産基金の用途の審議を行う。任期は六年、二年ごとに三分の一が改選される。

〈11〉 MISC/2003/CLT/CH/14。

〈12〉 「世界遺産条約を履行するための作業指針」四九—五三パラグラフ。

〈13〉 UNESCOの理念については、ジュリアン・ハックスレー著、上田康一訳、ユネスコ叢書刊行会「ユネスコの目的と哲学」日本教文社、一九四七年を参照。

〈14〉 二〇〇四年に蘇州で開催された世界遺産委員会は、セントルシアにとって初となるピトンス火山群の登録を承認したが、それは局部的価値とした諮問機関による否定的な調査審査結果を覆しての登録決定であった。つまり、不均衡は正への要求から遺産未保有国の物件を登録することが、協議過程を通じて暗に奨励された結果であった。七海由美子「世界遺産の代表性」『外務省調査月報』二〇〇六／No.1、四頁。

〈15〉 拙稿「世界文化遺産をめぐるUNESCOの理念と登



録申請国の政策意図——中国を事例として」『若手研究者研究成果報告論集』No.1、愛知大学国際中国学研究センター、二〇〇六年、一—六頁を参照されたい。

〔16〕 羅佳明『中国世界遺産管理體系研究』復旦大学出版社、二〇〇四年、一四八頁を参考に、直近のデータに基づき算出し直した。

〔17〕 胡長書・張侃主編『中国世界遺産』華南理工大学出版社、二〇〇四年、二〇頁。

〔18〕 文化遺産を管轄対象とするICOMOSも、環境問題との関連から格差是正へ向けた議論を重ねている。第一五回ICOMOS総会決議三三では、文化遺産保護プロジェクトは環境インパクト・アセスメントを包括すべきとし、また同決議三五は、近年の自然災害と人類の諸活動との因果関係に言及し、それへの配慮を強調した。その総括として「西安宣言」が採択された。

〔19〕 一九九九年の第二三回世界遺産委員会では、「二〇〇一年以降、各国は毎年一件しか推薦してはならず」、「各年に登録される遺産総数は三〇以下にとどめる」ことが議決された（WHC-99/CONF.209/8）。二〇〇四年、第二八回世界遺産委員会では、「二〇〇六年以降については毎年二件まで推薦可能だが、うち一件は自然遺産であること」（キャンベラ決議）が採択された。

〔20〕 『人民日報』二〇〇四年六月二十九日、第一面。  
また陳至立國務委員は、同開会式で「自然遺産の保護をより厚くすることは人類の任務であり、歴史に対して私た

ちが担う崇高な責務であると同時に、世界文明の存続と持続可能な発展にとっても必然的要求である」と述べている。「人民網」二〇〇四年六月二十八日。さらに二〇〇六年二月三日付では、国家建設部により初の「中国国家自然遺産および国家自然文化複合遺産予備リスト」が発表された。中国UNESCO委員会ウェブサイト「中国世界遺産網」<http://www.cnwh.org/news/news.asp?news=947>（二〇〇六年八月一〇日）。

〔21〕 『人民日報』二〇〇六年七月一三日、第一一面。

〔22〕 直近の関連法は、二〇〇六年一月に文化部部務会により議決された「世界文化遺産保護管理弁法」（中華人民共和國令第四一號）である。

〔23〕 二〇〇二年一〇月、第九回全国人民代表大會常務委員會第一三回會議により議決。

〔24〕 魏存成「第三章 文化遺産 第三節 古遺址」胡長書・張侃主編、前掲書、一〇九頁。国家文物局ウェブサイト「中国的世界遺産」[http://www.nach.gov.cn/publishcenter/sach/dhby\\_zhuanji/shiyich/default.htm](http://www.nach.gov.cn/publishcenter/sach/dhby_zhuanji/shiyich/default.htm)（二〇〇五年一〇月一二日）など。

〔25〕 例えば、平松茂雄『軍事大国化する中国の脅威』時事通信社、一九九五年。また政界においても、麻生太郎外相（二〇〇五年二月二二日記者会見）や前原誠司民主党政表（〇五年二月八日米戦略国際問題研究所での講演）が「中国脅威論」を公言したほか、照屋寛徳衆議院議員が提出した質問第七号「中国脅威論に関する質問主意書」（平

成一八年一月二三日提出) に対し、小泉純一郎内閣総理大臣が内閣衆質一六四第七号「衆議院議員照屋寛徳君提出中国脅威論に関する質問に対する答弁書」をもって応じると、近年、議論はなお活発である。

〔26〕二〇〇二年一月月の中国共産党第一六回全国代表大会(二六全会)を機に、江沢民は党総書記を辞し、胡錦濤が選出された。大会閉会に際して江沢民は、「これをもって、中央領導集団の『新旧交替が順調に完了した』と語った。『しかし完全な『完了』には、二〇〇五年三月まで待たなければならなかった』。なぜなら、江沢民に代わって胡錦濤は、一六全会で党総書記、〇三年三月の第一〇期全人代第一回会議で国家主席、〇四年九月の第一六期四中全会で党中央軍事委員会主席に選出されたが、〇五年三月の第一〇期全人代第三回会議において国家中央軍事委員会主席に選出されたことで、両氏の「二重権力構造」が形式の上でも解消されたためである。小島朋之「崛起する中国——日本はどう中国と向き合うのか?」芦書房、二〇〇五年、一〇—一頁。

〔27〕この時期、鄭必堅は「責任ある大国」たる中国像を国際社会へ向け解説している。Zheng Bijian, "Peacefully Rising" to Great-Power Status, *Foreign Affairs*, Volume 84 No. 5, September/October 2005, pp. 18-24.

〔28〕一六全会の席上、江沢民は最後の報告の中で「和諧」について初めて言及した。その後、「和諧社会」の構築を初めて完全な形で提起したのは、二〇〇四年九月開催の党

一六期四中全会で採択された「党の執権能力の建設強化に関する中共中央の決定」とされる。

〔29〕一九九〇年にジョセフ・ナイにより提唱されたソフトパワーという概念は、誤認を含めて幅広く受容されたが、近年における「濫用」を整理すべく、同氏は改めて関連著書を記している。Joseph S. Nye, Jr., *Bound to Lead: The Changing Nature of American Power*, Basic Books, 1990; Joseph S. Nye, Jr., *Soft Power: The Means to Success in World Politics*, Public Affairs, 2004; Joseph S. Nye, Jr., *Power in the Global Information Age: From Realism to Globalization*, Routledge, 2004.

しかしこれらは、米國によるテロとの戦い(アフガニスタン(侵攻やイラク戦争など)の泥沼化に伴い、対中東政策の要諦として文化を活用するとの思潮が高まったことと不可分である。上記書籍をはじめ、Milton C. Cummings, Jr., *Cultural Diplomacy and the American Government: A Survey*, Center for Arts and Culture, 2003 & Craig Charney and Nicole Yakaran, *A New Beginning: Strategies for a More Fruitful Dialogue with the Muslim World*, Council on Foreign Relations, CSR No. 7, May 2005 など(を参考に) The Advisory Committee on Cultural Diplomacy, *Cultural Diplomacy: The Linchpin of Public Diplomacy—Report of the Advisory Committee on Cultural Diplomacy*, U.S. Department of State, September 2005 が提出された。米國におけるこうした時代潮流を反映して、中国でも文化を外交ツールとして捉えなおす視座の構築が試みられる。李智「文化外交——一種伝播学的解説」北京大学出版

社、二〇〇五年や、張玉国『国家利益与文化政策』広東人民出版社、二〇〇五年、劉傑主編『国際体系与中国の軌力』時事出版社、二〇〇六年、蘇長和『中国的軟権力——以国際制度与中国の關係為例』『国際觀察』二〇〇七年、二七—三五頁、陳玉剛「試論全球化背景下中国軟实力的構建」、同書、二六—四二、五九頁など学術界での議論のみならず、李傑外交部政研司副処長が著した「軟實力建設与中国の和平発展」『国際問題研究』二〇〇七年第一期、一九—二四頁など実務担当者による議論も活発である。

〈30〉郭建寧「中国の和と文化与構建和諧社会」『前線』二〇〇五年第二期、中共北京市委員会、二〇〇五年二月。  
[http://www.mos.gov.cn/Template/article/cst\\_display.jsp?mid=20050302010925](http://www.mos.gov.cn/Template/article/cst_display.jsp?mid=20050302010925) (二〇〇五年十一月十六日)。

〈31〉孫家正「不断提高建設社会主义先進文化的能力」『求是』二〇〇四年第二四期、中国共産党中央委員会、二〇〇四年、五一—八頁。

〈32〉孟曉駟「文化外交顯魅力 綿上添花・文化外交的使命」『人民日報』二〇〇五年一月一日、第七版。

〈33〉中国の文化外交の要点については、青山瑠妙「中国のパブリック・ディプロマシー——マイナスイメージ払拭から国家ブランド創出へ」川島真編『中国の外交——自己認識と課題』山川出版社、二〇〇七年、三五—五四頁、および王雪萍「中国の文化外交——留学生派遣を含めた人材交流に見る戦略」、同書、五五—七七頁を参照されたい。

〈34〉中国側からは、一九項目のイベントに七〇〇名が派遣

された。「人民網日本語版」二〇〇五年九月二日 [http://people.net.jp/2005/09/02/jp20050902\\_53212.html](http://people.net.jp/2005/09/02/jp20050902_53212.html) (二〇〇六年一月二五日)。

また文化部外聯局の蒲通副局長は、主賓国として参加したドイツ・ベルリンでのアジア太平洋ウィーク (二〇〇一年)、中ロ共催文化節 (二〇〇三—〇四年)、英国での中国文化年 (二〇〇三—〇四年)、中仏文化年 (二〇〇三—〇五年)、アイルランドとの共催による文化節 (二〇〇四年)、オランダ・アムステルダム音楽庁による中国芸術節 (二〇〇五年)、主賓国として参加したヴェニスでの二年展 (二〇〇五年)、および毎年春節に合わせてロンドン、パリやコペンハーゲンなどで開催される春節フェスティバルといった文化交流イベントを通じて文化外交の成果を強調する。「光明網」二〇〇六年四月二日 [http://www.gmw.cn/content/2006-04/02/content\\_397637.html](http://www.gmw.cn/content/2006-04/02/content_397637.html) (二〇〇七年一月二〇日)。

〈35〉国発 (二〇〇六)一九号「國務院関与核定并公布第六批全国重点文物保护单位的通知」二〇〇六年五月二五日、「中国迎來首個文化遺產日」『人民日報海外版』二〇〇六年六月一日、第四面、「中国非物質文化遺產」標識揭曉『人民日報海外版』二〇〇六年六月九日、第二面など。

〈36〉「和諧世界」による国際の平和構築を論じたものとして、王易・張林宏「和諧世界的構建——時代背景与戰略選擇」『和平与發展』二〇〇七年二月、二七—三〇頁を参照されたい。従前の世界遺産政策については、拙稿前掲、五

一六頁を参照されたい。

〈37〉 以下、「和諧」理論の内容については、二〇〇四年九月開催の党一六期四中全会で採択された「党の執権能力の建設強化に関する中共中央の決定」に依拠する。

〈38〉 同氏は、二〇〇六年一月二十五日に開催された全国文物局長会議での報告「抓住机遇 开拓進取 推动文物事業与经济社会的和諧發展」においても同様の見解を繰り返し明示した。

〈39〉 最上、前掲書、九九―一〇〇頁。